

あなたのマンションにAEDを設置しませんか

◆ 心臓突然死からの救助

千代田区は、区民の約 85%がマンション居住者です。災害時や急病時のために、365 日 24 時間、誰もが使用できるようマンションの入り口などにAED(注)を設置することをおすすめします。

AED を設置することで、マンションのみなさんや地域の救命率を向上させ、一人でも多くの方の命を心臓突然死から救うことができます。

(注)Automated External Defibrillator (自動体外式除細動器) の頭文字を並べたものであり、心臓が痙攣し、血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

◆ AED の必要性

心停止の救命率を見た場合、心停止後の手当てが 1 分遅れるごとに 7%~10%も救命率は減少すると言われています。より効果的に手当てを行うためには 5 分以内に心臓の痙攣を取り除く除細動を行うことが必要だと言われています。

もし近くに AED があり、少しでも早く除細動ができれば救命の可能性は飛躍的に上がることから、多くの AED が地域配備されることが重要です。



◆ 対象となるマンションは・・・

区内に所在するマンションで、次の条件のすべてを満たすものとします。

- (1) 管理規約が整備されている団体であること。
- (2) 防災計画を策定していること、又は防災計画を策定していないが、申請時においてまちみらい千代田で実施している防災アドバイザー制度を活用し、1年以内に策定することを確約できること。
- (3) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
- (4) 全戸数の半数以上、又は10戸以上が住宅として使用していること。
- (5) マンション居住者以外も使用できる場所にAEDが設置可能なこと。

◆ 提出書類について

- (1) 申請書
- (2) 管理規約の写し
- (3) マンション防災計画

◆ 設置後の対応

- (1) 「AED 設置マンション」のポスター、ステッカーを入り口等に張るなどの表示
- (2) マンション内で、AED 設置場所、使用方法の周知・防災訓練等を行う
- (3) 設置期間は3年とし、延長する場合は再申請が必要

◆ 注意事項

その他、詳しくはまちみらい千代田のホームページをご覧ください。また、申請書等をダウンロードすることができますので、ご利用下さい。

(<https://www.mm-chiyoda.or.jp/living/aed-rental.html>)

【問い合わせ先】

公益財団法人 まちみらい千代田

住宅まちづくりグループ

電話 03-3233-3223